

# 「連携中枢都市圏構想」に関するQ&A

令和3年10月1日

甲府市

## Q1 「連携中枢都市圏構想」とは？

A1：「連携中枢都市圏構想」は、相当の規模と中核性を備えた中心都市が、近隣の市町村と連携し、

ア 経済成長のけん引

イ 都市機能の集積・強化

ウ 生活関連機能サービスの向上

に取り組むことで、人口減少社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としています。

中心都市（「連携中枢都市」）と近隣の市町村とは、「お互いの強みを活かし、弱みを補って」連携事業に取り組み、持続可能な圏域づくりを行っていくこととなります。

※総務省の「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づく「新たな広域連携」の制度です。

## Q2 「連携協約」とは？

A2：平成26年5月の改正地方自治法に盛り込まれた、「新たな広域連携」の制度で、連携する内容を自由に協議し、政策面での基本的な方針や役割分担について、連携中枢都市と連携する自治体とが1対1で締結するものです。

連携協約の締結には、連携する市町村それぞれの議会の議決が必要となることから、連携協約を締結することで、連携する自治体間で政策合意を行い、圏域として政策を継続的かつ安定的に推進できるようになります。

※連携協約は、政策面での基本的な方針や役割分担を定めるものであり、具体的な事業については「都市圏ビジョン」に位置付けることとなります。

## Q3 連携中枢都市圏構想（連携協約による「新たな広域連携」）の特長は？

A3：連携協約による「新たな広域連携」の主な特徴は次のとおりです。

① 政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

一部事務組合や広域連合は、主に事務を共同処理するための枠組みであるのに対し、「新たな広域連携」は政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能であり、自治体の独自性を担保しつつ政策を共有できます。

- ② 別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能  
 一部事務組合や広域連合は、構成自治体とは別の地方公共団体であるのに対し、「新たな広域連携」は連携協約を締結した自治体自らの事業として迅速に連携することができます。
- ③ 1対1で連携協約を締結  
 「新たな広域連携」は複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同（連名）ではなく、1対1で連携協約を締結します。そのため、自治体ごとに異なる事業で柔軟に連携することが可能です。
- ④ 自治体間の安定的な連携  
 首長間の合意だけでなく議会の議決を必要とするため、継続的に安定した連携が図れます。  
 そのため、企業等も安心して事業に参加することができます。

**Q4 連携中枢都市圏を形成するメリットは？**

A4：連携中枢都市圏構想の特長を活かして連携すると

- ◆ 連携する自治体の政策の効果が、圏域内で相乗的に高まる
- ◆ 単独ですべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」から脱却し、連携によるスケールメリットを活かして、より効率的な行財政運営ができる
- ◆ 国からの財政支援を得ながら、圏域の共通課題の解消に向けた連携事業に取り組むことができる

といった点から、連携する自治体の独自性を担保しつつ、圏域住民全体のサービスの向上・福祉の増進につながり、より住みやすく魅力的な地域づくりが可能になります。

**Q5 国からの財政支援について**

A5：国からの財政支援の主なものとして次のようなものがあります。

【連携中枢都市に対して】

取組内容	財政措置項目	財政措置内容
ア 経済成長のけん引 イ 高次の都市機能の集積・強化	普通交付税	圏域の人口に応じて算定
ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	事業費を勘案して算定

【連携する市町村に対して】

取組内容	財政措置項目	財政措置内容
ア 経済成長のけん引 イ 高次の都市機能の集積・強化 ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	当該市町村の事業費を勘案して算定

Q6 中心市だけが発展することにならないか？

A6：甲府盆地一帯では、通勤・通学・買い物等での交流が盛んに行われており、日常生活や消費行動、企業活動等に行政区域の垣根がありません。

そこで、住民生活で関係性の深い自治体同士が連携して産業・観光振興や福祉の増進などに取り組むことは、甲府市の発展はもとより、近隣自治体への波及効果を通じて圏域内の経済循環が高まり、圏域全体の活性化や魅力の向上につながるものと考えます。

圏域全体が活性化しその魅力を高めることは、大都市圏への人口流出を抑えるダムとして機能するとともに、近隣自治体が独自に行う事業（例えば産業振興や移住・交流促進事業等）においても相乗効果を得ることができるものと考えています。

Q7 合併への布石ではないか？

A7：総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」（以下「要綱」という。）において、「市町村合併を推進するためのものではない（第1条）」と明記されています。

むしろ合併によらず各自治体の独自性を担保しつつ、圏域の活性化と地域の実情に応じた住民サービスの維持・充実を図るため、柔軟な連携ができる仕組みとなっています。

Q8 連携協約の期間は？

A8：要綱においては、連携協約の期間について、「宣言連携中枢都市とその連携市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする（第5条）」と明記されています。

Q9 連携中枢都市圏を形成するために必要な手続きは？

A9：国の要綱では、次のような手続きを定めています。

①連携中枢都市宣言

連携中枢都市が、圏域全体の経済をけん引し、住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明するものです。

②連携協約締結

「新たな広域連携」の制度で、連携中枢都市と連携する市町村とが、連携する事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を協議し、その内容

を1対1で協約として締結するものです。

※各自治体の議会の議決を経て締結することになります。

### ③連携中枢都市圏ビジョンの策定

圏域の将来像を描き、連携協約等に基づき推進する具体的な事業や成果指標等を記載するものです。

毎年度、ビジョンの見直しを行い、連携して取り組む事業について追加・修正し、実効性の高い事業推進を図ります。

#### Q10 住民意見等はどのように取り入れるのか？

A10：要綱の第6条（2）において、連携中枢都市圏ビジョンの策定に際しては、民間や地域の関係者の意見等を聴くことを目的とし、連携中枢都市が協議・懇談の場を設けることが定められています。

今後、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、まちづくりなど様々な分野のメンバーで構成する「懇談会」を甲府市が設置し、意見や提案を広く聴取し、これを「連携中枢都市圏ビジョン」に反映させてまいります。

さらに、パブリックコメント等により、圏域住民へ周知を図るとともに、意見を求める方法も取り入れていく予定です。

#### Q11 山梨県との関係は？

A11：要綱においては、県との関係について「特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。（第8条）」と明記されており、これが基本的な考え方になります。

今後、連携中枢都市圏ビジョンの懇談会に県からも構成員として参加いただくとともに、各自治体と県とがその特性等を活かした適切な役割分担のもと、引き続き県とも連携を深めていきたいと考えています。

以 上